



応急仮設住宅の供与期間の延長について

仮設住宅の供与期間が国から更に1年間の延長（4年から5年へ）が認められ、プレハブ仮設住宅の契約満了日は、仮設住宅ごとの建設完了日から5年後（平成28年）となります。

■ 供与期間延長に関する手続き

◇ プレハブ仮設住宅

既に締結してあります契約書の使用貸借期間が自動的に延長になるため、応急仮設住宅使用貸借に係る契約更新手続きの必要はありません。

◇ 民間賃貸借上げ住宅

宮城県内の民間賃貸借上げ住宅は、貸主、入居者双方の同意を得た上で、貸主、借主（宮城県）及び入居者の3者間で新たな契約を締結することとなります。再契約手続きの詳細については、決まりしだい宮城県等からお知らせします。

なお、県外の借上げ住宅等については、避難先の都道府県、または市町村にご確認ください。

※自宅の再建等をされて仮設住宅への入居が必要でなくなった方は、使用貸借契約期間中であっても速やかに退去の手続き（返還届）をしてください。

■ 仮設住宅入居期間中のお願い

仮設住宅は、震災により居住する住家がない方へ自ら住宅を確保するまでの間、一時的に提供している住宅です。今一度「応急仮設住宅使用貸借契約書」及び「応急仮設住宅入居者のしおり」をお読みいただき、共同生活ということを再認識していただきますようお願いします。

「使用貸借契約書」及び「入居者のしおり」の内容を守っていただけない場合は、仮設住宅を返還（退去）していただく場合がありますので、他の入居者への迷惑とならないようにしてください。

町から返還命令を受けた方は、他の仮設住宅には入居できません（自ら転居先を確保）ので、ご注意ください。

問い合わせ先 保健福祉課被災者支援係 ☎29-6451

志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業土地貸借等意向登録情報について

町では土地区画整理事業地内の土地について、「貸したい」あるいは「売りたい」という意向の方の登録を受け付け、次のとおり情報提供（閲覧）しています。

今後、土地区画整理事業地内で店舗や事務所・工場等で事業を行うために、土地を「借りたい」あるいは「買いたい」という意向をお持ちの方はぜひ参考にしてください。

◇ 閲覧期間 7月16日（水）から8月29日（金）（土日祝日は除きます。）

◇ 閲覧時間 午前9時から午後5時 ◇ 閲覧場所 復興市街地整備課

◇ 問い合わせ 復興市街地整備課 ☎46-1382



災害公営住宅入居者募集

問い合わせ 宮城県住宅供給公社 ☎022-224-0014
建設課建設総務係 ☎46-1377

町では、次のとおり災害公営住宅の入居者を募集します。

住宅名	部屋タイプ	募集戸数	入居者人数
町営入谷復興住宅	2DK	1	1人以上
	3DK	5	2人以上
	4DK（戸建）	2	6人以上
町営名足復興住宅	2K	2	1人以上
	2DK	2	1人以上
	3DK	2	2人以上
	3DK（戸建）	1	4人以上
	4DK（戸建）	2	6人以上

- ・入居申し込みができるのは、東日本大震災により住宅を滅失（流失）した方で、現在住宅に困っていること等の条件があります。
- ・募集期間は、**8月1日（金）から8月11日（月）まで**です。
- ・家賃は、部屋の広さや所得（入居者全員分）により異なります。
- ・申込者数が募集戸数を超える場合には、抽選となります。

現場見学会

復興の現場
体感してみませんか？

町では志津川地区における復興事業の現場見学会を開催します。復興の現場に立ち、復興を体感していただけるよう、多くの方々のご参加をお待ちしております。

大きな重機の運転席にはいれるよ！

復興工事現場を見学するチャンス！



イベント名	志津川地区現場見学会
開催日時	9月7日（日）午前10時から
開催箇所	東地区東工区（沼田地区）（受付） 志津川低地部（五日町地区）
開催者	南三陸町役場復興市街地整備課 UR都市機構南三陸復興支援事務所 飛島・大豊・三井共同建設コンサルタント南三陸町CMJV

※参加費は無料です（予約の必要はありません）。
※雨天の際は中止とさせていただきます。
※小学生以下は保護者同伴でお越しください。
※当日は歩きやすい靴の持参をお願いします。

問い合わせ 復興市街地整備課 ☎46-1382
UR都市機構 南三陸復興支援事務所 ☎46-3341

詳細は…9月号の広報みなみさんりくでお知らせします